

# 指定管理者の選定結果

## 第1 笠間市地域福祉センター「笠間市友部社会福祉会館」に係る指定管理者選定結果

### 1 施設概要

- (1) 名称 笠間市地域福祉センター「笠間市友部社会福祉会館」
- (2) 所在地 笠間市美原三丁目2番11号
- (3) 設置目的 地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、入浴、給食等の福祉サービス、機能回復訓練、創作活動、ボランティアの養成、各種福祉情報の提供等を総合的に行い、もって地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ること
- (4) 設置根拠 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例
- (5) 施設内容 1階：創作活動室、機能回復訓練兼日常生活訓練室、食堂、厨房、脱衣室、特浴室、事務室等  
2階：会議室、研修室、和室、料理実習室、教育娯楽室、点字手話室等
- (6) 施設所管課 福祉部社会福祉課

### 2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで（5年間）
- (2) 管理運営業務 ① 地域福祉センターの施設等の運営及び維持管理に関する業務。  
② 地域福祉センターの利用の許可に関する業務。  
③ 介護保険法第8条第7項に規定する通所介護事業。  
④ 介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護事業。  
⑤ 地域の福祉向上を図るために必要な人材の育成等の研修事業。  
⑥ 生活上の心配ごと等について、適切な助言等を与える相談事業。  
⑦ その他笠間市地域福祉センターの目標達成のために市長が必要であると認める事業。
- (3) 管理経費 ① 管理運営業務の対価として指定管理者に対して指定管理料を支払う。  
② 介護保険法第8条第7項に規定する通所介護事業及び同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護事業に係る利用料金は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準により算定した通所介護費又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準により算定した介護予防通所介護費について、同法その他関係法令で定める居宅サービス又は介護予防サービスの利用者が支払う利用料金に関する規定を適用して得た額とし、両事業に係る経費は、当該利用料金収入により賄う。

### 3 募集経過

- (1) 募集概要
- ア 公募・非公募の別 非公募
- イ 募集期間 平成24年9月3日から平成24年9月28日まで
- (2) 募集結果
- ア 申請団体 1団体  
社会福祉法人笠間市社会福祉協議会

### 4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

#### (1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審 査 項 目		基準点
①	指定管理業務の実施に係る計画書（以下「計画書」という。）による施設の運営が利用者の平等利用を確保することができるものであること。	利用者の平等利用が確保されているか。
		利用者の立場に立ったサービスが提供されているか。
②	計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	利便性・サービス向上（質の確保）のための適切な方策等が講じられているか。
		適切な維持管理の内容となっているか。
		防犯対策及び防災対策のための通報体制等具体的な方策が講じられているか。
③	計画書の内容が、施設の管理運営に係る経費の縮減が図られるものであること。	経費縮減のための具体的な方策を講じているか。
		効率的な管理運営のための具体的な方策を講じているか。
④	計画書の内容が、管理運営を安定して行う人的能力及び物的能力を有するものであること。	運営基盤が安定しており事業計画に沿った管理を行う能力があるか。
		個人情報適切に管理できるか。
		適切な人員配置及び人材を確保しているか。
		災害時・緊急時の対応体制が整っているか。
⑤	計画書の内容が、施設の設置目的を理解したものとなっているか。	地域における福祉の拠点となる事業計画となっているか。
		通所介護サービス事業を通して利用者及び介護者の身体的・精神的負担の軽減が図られるか。
合 計		100

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査、申請団体からのヒアリング等により、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成24年11月5日（月）  
午後1時15分から午後5時まで  
（審議会委員による現地視察：平成24年10月30日実施）
- ② 場 所 笠間市役所 3階 全員協議会室
- ③ 審議委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④ 出席委員 7名（欠席2名）

イ 審議経過

申請書類審査、申請団体によるプレゼンテーション、申請団体に対する質疑、施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後、選定基準に基づき、各委員において総合的な評価を行った。

ウ 採 決

笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしていることから、選定基準に基づく各委員の総合的な評価について採決を行った。採決結果は次のとおり。

指定管理者候補者として 適当と判定した委員数	指定管理者候補者として不 適当と判定した委員数
7	0

エ 審議結果

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会は、指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見 特になし

5 選定結果

指定管理者候補者名	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会
主な選定理由	提案された事業計画書が施設の設置目的に合致し、市民福祉の向上及び施設の管理運営体制が安定的、継続的に確保できるため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決（平成24年12月18日）を経て、指定管理者に指定した（平成24年12月21日告示）。

施設名称	笠間市地域福祉センター「笠間市友部社会福祉会館」
指定管理者	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会
指定期間	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

## 第2 笠間市障害者福祉センターともべに係る指定管理者選定結果

### 1 施設概要

- (1) 名称 笠間市障害者福祉センターともべ
- (2) 所在地 笠間市美原三丁目2番11号
- (3) 設置目的 在宅心身障害者の福祉向上を図ること
- (4) 設置根拠 笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例
- (5) 施設内容 作業訓練室, 生活訓練室, 集会室, 和室等
- (6) 施設所管課 福祉部社会福祉課

### 2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで(5年間)
- (2) 管理運営業務
  - ① 障害者の作業訓練に関すること。
  - ② 障害者の生活訓練に関すること。
  - ③ 障害者の講習会に関すること。
  - ④ 障害者の機能訓練に関すること。
  - ⑤ 障害者の相談に関すること。
  - ⑥ 障害者福祉センターの利用の承認に関すること。
  - ⑦ 障害者福祉センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
  - ⑧ その他市長が必要と認める障害者福祉センターの管理に関すること。
- (3) 管理経費 管理運営業務の対価として指定管理者に対して指定管理料を支払う。

### 3 募集経過

#### (1) 募集概要

- ア 公募・非公募の別 公募
- イ 募集期間 平成24年9月6日から平成24年10月10日まで
- ウ 説明会開催日 平成24年9月25日

#### (2) 募集結果

- ア 説明会参加団体数 1団体
- イ 申請団体 1団体  
社会福祉法人笠間市社会福祉協議会

### 4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

#### (1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
①	指定管理業務の実施に係る計画書(以下「計画書」という。)による施設の運営が利用者の平等利用を確保することができるものであること。	30
	市民の平等利用が確保されているか。 利用者本位のサービスが提供されているか。	
②	計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	20
	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。	
	適切な施設の維持管理が確保されているか。 利用者の増に向け適切な計画を有しているか。	
③	施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	20
	効率的な管理運営が行われるか。 安定した経営基盤を有しているか。	

④	計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。	30
		収支計画は妥当か。	
		類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
		指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
		適切に個人情報管理できるか。	
合 計		100	

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査，申請団体からのヒアリング等により，選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成24年11月5日(月)  
午後1時15分から午後5時まで  
(審議会委員による現地視察：平成24年10月30日実施)
- ② 場 所 笠間市役所 3階 全員協議会室
- ③ 審議委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④ 出席委員 7名(欠席2名)

イ 審議経過

申請書類審査，申請団体によるプレゼンテーション，申請団体に対する質疑，施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後，選定基準に基づき，各委員において総合的な評価を行った。

ウ 採 決

笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により，審議会の議事は，出席した委員の過半数で決することとしていることから，選定基準に基づく各委員の総合的な評価について採決を行った。採決結果は次のとおり。

指定管理者候補者として 適当と判定した委員数	指定管理者候補者として不 適当と判定した委員数
7	0

エ 審議結果

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会は，指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見 特になし

5 選定結果

指定管理者候補者名	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会
主な選定理由	提案された事業計画書が施設の設置目的に合致し，在宅心身障害者の福祉の向上及び施設の管理運営体制が安定的，継続的に確保できるため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決（平成24年12月18日）を経て、指定管理者に指定した（平成24年12月21日告示）。

施設名称	笠間市障害者福祉センターともべ
指定管理者	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会
指定期間	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

### 第3 笠間市障害者福祉センターいわまに係る指定管理者選定結果

#### 1 施設概要

- (1) 名称 笠間市障害者福祉センターいわま
- (2) 所在地 笠間市下郷5139番地1
- (3) 設置目的 在宅心身障害者の福祉向上を図ること
- (4) 設置根拠 笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例
- (5) 施設内容 作業訓練室, 集会室, 図書室, 事務室, 相談室, 和室等
- (6) 施設所管課 福祉部社会福祉課

#### 2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで(5年間)
- (2) 管理運営業務
  - ① 障害者の作業訓練に関すること。
  - ② 障害者の生活訓練に関すること。
  - ③ 障害者の講習会に関すること。
  - ④ 障害者の機能訓練に関すること。
  - ⑤ 障害者の相談に関すること。
  - ⑥ 障害者福祉センターの利用の承認に関すること。
  - ⑦ 障害者福祉センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
  - ⑧ その他市長が必要と認める障害者福祉センターの管理に関すること。
- (3) 管理経費 管理運営業務の対価として指定管理者に対して指定管理料を支払う。

#### 3 募集経過

##### (1) 募集概要

- ア 公募・非公募の別 公募
- イ 募集期間 平成24年9月6日から平成24年10月10日まで
- ウ 説明会開催日 平成24年9月26日

##### (2) 募集結果

- ア 説明会参加団体数 1団体
- イ 申請団体 1団体  
社会福祉法人笠間市社会福祉協議会

#### 4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

##### (1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
①	指定管理業務の実施に係る計画書(以下「計画書」という。)による施設の運営が利用者の平等利用を確保することができるものであること。	30
	市民の平等利用が確保されているか。 利用者本位のサービスが提供されているか。	
②	計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	20
	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。	
	適切な施設の維持管理が確保されているか。 利用者の増に向け適切な計画を有しているか。	
③	施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	20
	効率的な管理運営が行われるか。 安定した経営基盤を有しているか。	

④	計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。	30
		収支計画は妥当か。	
		類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
		指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
		適切に個人情報管理できるか。	
合 計		100	

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査，申請団体からのヒアリング等により，選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成24年11月1日(木)  
午前9時から午前11時まで  
(審議会委員による現地視察：平成24年10月30日実施)
- ② 場 所 笠間市役所 3階 全員協議会室
- ③ 審議委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④ 出席委員 7名(欠席2名)

イ 審議経過

申請書類審査，申請団体によるプレゼンテーション，申請団体に対する質疑，施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後，選定基準に基づき，各委員において総合的な評価を行った。

ウ 採 決

笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により，審議会の議事は，出席した委員の過半数で決することとしていることから，選定基準に基づく各委員の総合的な評価について採決を行った。採決結果は次のとおり。

指定管理者候補者として 適当と判定した委員数	指定管理者候補者として不 適当と判定した委員数
7	0

エ 審議結果

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会は，指定管理者候補者として適当であると判断した。

- 付帯意見 指定管理者候補者として選定するに当たっては，応募団体が作成した「防災対応マニュアル」及び「個人情報保護に関する方針」の内容について，確認をする必要がある。

5 選定結果

指定管理者候補者名	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会
主な選定理由	提案された事業計画書が施設の設置目的に合致し，在宅心身障害者の福祉の向上及び施設の管理運営体制が安定的，継続的に確保できるため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決（平成24年12月18日）を経て、指定管理者に指定した（平成24年12月21日告示）。

施設名称	笠間市障害者福祉センターいわま
指定管理者	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会
指定期間	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

#### 第4 笠間市福祉センター「いわま」に係る指定管理者選定結果

##### 1 施設概要

- (1) 名称 笠間市福祉センター「いわま」
- (2) 所在地 笠間市泉159番地
- (3) 設置目的 老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって健康で明るい生活を営ませ、あわせて地域福祉の向上を図ること
- (4) 設置根拠 笠間市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例
- (5) 施設内容 事務室、相談室、機能訓練室、娯楽室、教室、調理室、浴室等
- (6) 施設所管課 福祉部岩間支所福祉課

##### 2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで（5年間）
- (2) 管理運営業務
  - ① 福祉センターの使用の許可に関すること。
  - ② 福祉センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
  - ③ 福祉センターの使用料の徴収に関すること。
  - ④ その他センターの管理業務で、市長が必要と認めること。
- (3) 管理経費
  - ① 管理運営業務の対価として指定管理者に対して指定管理料を支払う。
  - ② 当該施設に係る利用料金等は指定管理者が自己の収入として収受する。

※ 指定管理業務に要する経費の見込額から利用料金の見込額を差し引いた額を指定管理料とする。

##### 3 募集経過

###### (1) 募集概要

- ア 公募・非公募の別 公募
- イ 募集期間 平成24年9月6日から平成24年10月10日まで
- ウ 説明会開催日 平成24年9月27日

###### (2) 募集結果

- ア 説明会参加団体数 1団体
- イ 申請団体 1団体  
社会福祉法人笠間市社会福祉協議会

##### 4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

###### (1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
① 指定管理業務の実施に係る計画書（以下「計画書」という。）による施設の運営が利用者の平等利用を確保することができるものであること。	市民の平等利用が確保されているか。	30
	利用者本位のサービスが提供されているか。	
② 計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。	20
	適切な施設の維持管理が確保されているか。	
	利用者の増に向け適切な計画を有しているか。	
③ 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	効率的な管理運営が行われるか。	20
	安定した経営基盤を有しているか。	

④	計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。	30
		収支計画は妥当か。	
		類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
		指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
		適切に個人情報情報を管理できるか。	
合 計		100	

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査，申請団体からのヒアリング等により，選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成24年11月1日(木)  
午前9時から午前11時まで  
(審議会委員による現地視察：平成24年10月30日実施)
- ② 場 所 笠間市役所 3階 全員協議会室
- ③ 審議委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④ 出席委員 7名(欠席2名)

イ 審議経過

申請書類審査，申請団体によるプレゼンテーション，申請団体に対する質疑，施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後，選定基準に基づき，各委員において総合的な評価を行った。

ウ 採 決

笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により，審議会の議事は，出席した委員の過半数で決することとしていることから，選定基準に基づく各委員の総合的な評価について採決を行った。採決結果は次のとおり。

指定管理者候補者として 適当と判定した委員数	指定管理者候補者として不 適当と判定した委員数
7	0

エ 審議結果

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会は，指定管理者候補者として適当であると判断した。

- 付帯意見 指定管理者候補者として選定するに当たっては，応募団体が作成した「防災対応マニュアル」及び「個人情報保護に関する方針」の内容について，確認をする必要がある。  
また，施設の特性を鑑み，衛生管理体制が十分であるか確認及び指導をする必要がある。

5 選定結果

指定管理者候補者名	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会
主な選定理由	上記団体は，社会福祉法に基づき設立された団体であり，執行体制及び管理実績も十分であるため。 また，設置目的を十分に理解し，公平な利用及び安定的な管理運営が可能であるため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決（平成24年12月18日）を経て、指定管理者に指定した（平成24年12月21日告示）。

施設名称	笠間市福祉センター「いわま」
指定管理者	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会
指定期間	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

## 第5 笠間市総合公園など6施設に係る指定管理者選定結果

### 1 施設概要

#### 【施設1】

- (1) 名称 笠間市総合公園
- (2) 所在地 笠間市箱田867番地1
- (3) 設置目的 都市公園法に基づき、公共の福祉の増進に資すること
- (4) 設置根拠 笠間市都市公園条例
- (5) 施設内容 庭球場、多目的広場、市民球場、管理棟、芝生スポーツ広場、ピクニック広場
- (6) 施設所管課 教育委員会スポーツ振興課

#### 【施設2】

- (1) 名称 石井街区公園
- (2) 所在地 笠間市石井2068番地1
- (3) 設置目的 都市公園法に基づき、公共の福祉の増進に資すること
- (4) 設置根拠 笠間市都市公園条例
- (5) 施設所管課 教育委員会スポーツ振興課

#### 【施設3】

- (1) 名称 笠間市民体育館
- (2) 所在地 笠間市石井2068番地1
- (3) 設置目的 市民の体育、スポーツの振興を図るとともに、体育、スポーツ以外の各種行事、集合等に使用する施設とすること
- (4) 設置根拠 笠間市民体育館の設置及び管理に関する条例
- (5) 施設内容 競技場、会議室
- (6) 施設所管課 教育委員会スポーツ振興課

#### 【施設4】

- (1) 名称 笠間市笠間武道館
- (2) 所在地 笠間市石井2068番地1
- (3) 設置目的 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、教育の振興等を図ること
- (4) 設置根拠 笠間市笠間武道館の設置及び管理に関する条例
- (5) 施設内容 武道場、弓道場
- (6) 施設所管課 教育委員会スポーツ振興課

#### 【施設5】

- (1) 名称 笠間市岩間海洋センター
- (2) 所在地 笠間市押辺2259番地1
- (3) 設置目的 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、陸上及び海洋性スポーツ並びにレクリエーションを通じて、市民の健康と健全な心身の発達を図ること
- (4) 設置根拠 笠間市岩間海洋センターの設置及び管理に関する条例
- (5) 施設内容 体育館、ミーティングルーム、プール
- (6) 施設所管課 教育委員会スポーツ振興課

#### 【施設6】

- (1) 名称 笠間市岩間総合運動公園
- (2) 所在地 笠間市押辺2259番地1
- (3) 設置目的 市民の体育向上と心身の健全な発達を図り、かつ、スポーツ・レクリエーションの振興を図ること
- (4) 設置根拠 笠間市岩間総合運動公園の設置及び管理に関する条例
- (5) 施設内容 野球場、サッカー場、ターゲットバードゴルフ場、芝生多目的広場
- (6) 施設所管課 教育委員会スポーツ振興課

## 2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで（5年間）
- (2) 管理運営業務
- ① 施設の利用許可に関する業務。
  - ② 施設の許可の取消し、効力の停止及び条件の変更に関する業務。
  - ③ 施設及び設備の維持管理に関する業務。
  - ④ 施設の利用促進に関する業務。
  - ⑤ スポーツの振興に必要な事業に関する業務。
  - ⑥ その他、市が管理運営上必要と認める業務。
- (3) 管理経費
- ① 管理運営業務の対価として指定管理者に対して指定管理料を支払う。
  - ② 当該施設に係る利用料金等は指定管理者が自己の収入として収受する。
- ※ 指定管理業務に要する経費の見込額から利用料金等の見込額を差し引いた額を指定管理料とする。

## 3 募集経過

### (1) 募集概要

- ア 公募・非公募の別 公募
- イ 募集期間 平成24年8月10日から平成24年9月10日まで(募集要項配布期間)  
平成24年8月28日から平成24年9月14日まで(申請書受付期間)
- ウ 説明会開催日 平成24年8月27日

### (2) 募集結果

- ア 説明会参加団体数 11団体
- イ 申請団体 3団体  
特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会  
首都圏建物サービス協同組合  
株式会社日立ライフ

## 4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

### (1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
① 指定管理業務の実施に係る計画書（以下「計画書」という。）による施設の運営が利用者の平等利用を確保することができるものであること。	利用者の平等利用が確保されているか。	20
	利用者本位のサービスが提供されているか。	
② 計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。	30
	適切な施設の維持管理が確保されているか。	
	利用者の増に向け適切な計画を有しているか。	
③ 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	効率的な管理運営が行われるか。	20
	安定した経営基盤を有しているか。	
④ 計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。	30
	収支計画は妥当か。	
	類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
	指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
合計		100

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査、申請団体からのヒアリング等により、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成24年11月5日(月)  
午後1時15分から午後5時まで  
(審議会委員による現地視察：平成24年10月30日実施)
- ② 場 所 笠間市役所 3階 全員協議会室
- ③ 審議委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④ 出席委員 7名(欠席2名)

イ 審議経過

申請書類審査、申請団体によるプレゼンテーション、申請団体に対する質疑、施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後、選定基準に基づき、各委員において総合的な評価を行った。

ウ 採 決

笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしていることから、選定基準に基づく各委員の総合的な評価について採決を行った。採決結果は次のとおり。

	特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会	首都圏建物サービス協同組合	株式会社日立ライフ
指定管理者候補者として 適当と判定した委員数	4	0	3

エ 審議結果

特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会が、指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見 特になし

5 選定結果

指定管理者候補者名	特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会
主な選定理由	提案された事業計画書が施設の設置目的に合致し、利用者本位のサービスが提供され、また、施設の管理運営体制が安定的、継続的に確保できるため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決(平成24年12月18日)を経て、指定管理者に指定した(平成24年12月21日告示)。

施設名称	笠間市総合公園、石井街区公園、笠間市民体育館、笠間市笠間武道館、笠間市岩間海洋センター及び笠間市岩間総合運動公園
指定管理者	特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会
指定期間	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

(別添)

## 笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第1号に規定する委員（平成24年10月8日現在）

	委員名	備考
1	いしかわ たけじ 石川 武次	民間委員
2	こまつぎき ひとし 小松崎 均	民間委員
3	すずき こ 鈴木 くに子	民間委員
4	ながい ひろこ 永井 博子	民間委員
5	ありち かつや 有地 克也	民間委員

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第2号に規定する委員（平成24年10月8日現在）

	委員名	備考
1	たどころ かずひろ 田所 和弘	笠間市副市長（会長）
2	ふかさわ ていじ 深澤 悌二	笠間市市長公室長
3	あくつ えいじ 阿久津 英治	笠間市総務部長
4	はなわ さかえ 塙 栄	笠間市教育委員会教育次長